

参議院議員通常選挙

投票日 **7月20日(日)** 午前7時～午後8時

公示日
7月3日

期日前投票について

期間

7月4日(金)から7月19日(土)

(土・日曜日も行います)

午前8時30分～午後8時

場所

市役所1階市民ホール



持ち物

投票所整理券がお手元に届いている場合は、裏面に必要事項を自書してお持ちください。

投票所整理券がお手元に無い場合でも選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、係員にお申し出ください。

逗子市役所駐車場をご利用になれます。

サービス券を発行いたしますので、係員にお申し出ください。

車いすをご用意しております。

市役所1階正面玄関
市役所地下駐車場

投票所整理券について

・世帯ごとに封書で郵送します。封書の中には、お一人様一枚ずつ投票所整理券が入っていますので、投票所へお越しの際にご自分の整理券をお持ちください。

・紛失した場合やお手元にない場合でも、本人確認のうえ、投票できますので、投票所で係員にお申し出ください。

・世帯主の方が郵便局に転送届けを出されている場合は転送先に配達されます。

投票日または期日前投票期間に投票所で投票できない方は…

《滞在地、病院や老人ホーム等における不在者投票》

投票日及び期日前投票期間に、次に該当する方がご利用いただけます。

* 仕事や旅行などで、逗子市(名簿登録地)以外の市区町村に滞在している方

* 病院や老人ホーム等の指定施設に入院・入所している方

《郵便等投票(事前に手続きが必要です。)》

次に該当する方がご利用いただけます。

* 身体に障がいがある方(一定等級以上)

* 介護保険の要介護状態区分が要介護5の認定を受けている方

詳細は市のホームページをご覧ください。選挙管理委員会へお問い合わせください。

今回逗子市で投票できるのは…

日本国籍を有し平成19年7月21日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方です。

①令和7年4月2日までに逗子市に住民登録(転入届)をし引き続き本市に住所のある方

②令和7年3月2日以降に逗子市外に転出届をし、転出前3箇月以上本市に住民登録があり、かつ新しい住所地の選挙人名簿に登録されていない方

*4月3日以降に転入届をした方は、前の住所地で投票できることがありますので、前の住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

*4月2日までに逗子市外に転出届をした方は、新しい住所地で投票できることがありますので、お住いの住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票方法は…

参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。

選挙区選挙は、候補者名(個人名)を書いて投票します。

比例代表選挙は、政党等名または、参議院名簿登載者名を書いて投票します。

選挙公報は7月18日(金)頃までに世帯ごとにお届けします。お手元に届かないときは、ご連絡ください。

逗子市選挙管理委員会ホームページ

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/senkyo/index.html>

※一部のスマートフォン等では読み取れない場合がありますので、ご了承ください。



投票所整理券が届いていない場合でも選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。係員にお申し出ください。



投票所整理券を無くしてしまった、忘れてしまった場合でも投票できます。

◎逗子市の投票区一覧

投票区	投票所	区	域
第1投票区	逗子市役所	逗子 1丁目、2丁目、5丁目、6丁目、7丁目 桜山 7丁目1番～6番・1815番地及び1821番地 山の根 2丁目(1番・2番除く。)、3丁目	
第2投票区	逗子小学校特別活動室	逗子 3丁目、4丁目 桜山 1丁目、2丁目、6丁目1番～16番及び1097番地、7丁目7番～12番	
第3投票区	逗子市福祉会館	桜山 3丁目、4丁目、5丁目(5番～13番・15番～19番除く。)、6丁目17番～19番及び1319番地～1376番地、7丁目1395番地～1768番地及び1856番地～1861番地	
第4投票区	沼間小学校会議室	桜山 5丁目5番～13番、15番～19番 沼間 1丁目、2丁目1番～12番及び1402番地～1563番地、3丁目1番～8番	
第5投票区	沼間小学校区 コミュニティセンター	沼間 2丁目13番～23番、1372番地及び1380番地、3丁目(1番～8番除く。)、4丁目、5丁目、6丁目	
第6投票区	逗子市立湘南保育園	池子 1丁目、2丁目1番～17番、3丁目1番・2番・15番～22番・736番地及び789番地、4丁目、イケゴヒルズ	
第7投票区	池子小学校会議室	池子 2丁目18番～33番、3丁目3番～14番	
第8投票区	久木小学校会議室	山の根 1丁目、2丁目1番・2番 久木 1丁目、2丁目、3丁目、5丁目、6丁目、7丁目、9丁目	
第9投票区	逗子ハイランド自治会館	久木 8丁目	
第10投票区	小坪大谷戸会館	久木 4丁目 小坪 1丁目1番～33番 新宿 4丁目2番(1号～20号除く。)、6番(38号除く。)、7番～16番	
第11投票区	小坪小学校会議室	小坪 1丁目1262番地～1280番地、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目	
第12投票区	新宿会館	桜山 8丁目、9丁目 新宿 1丁目、2丁目、3丁目、4丁目1番・2番1号～20号・3番～5番・6番38号、5丁目	

*投票所は変更になる場合があります。

期日前投票にお越しの際は...

投票所整理券がお手元に届いている場合は、裏面の「請求書(兼宣誓書)」に必要事項を自署してお持ちください。

請求書(兼宣誓書)記載例

◆投票所には、投票所整理券(この用紙)をお持ちください◆

世帯全員分の投票所整理券が入っていますので、ご自分の氏名が記載された投票所整理券をお持ちください。(紛失等でお手元にない場合でも本人確認のうえ、投票できます。)

◆投票日当日に投票できない方へ◆

(1) 期日前投票所で投票する方法

右側の「請求書(兼宣誓書)」にご記入の上、逗子市役所1階市民ホールで投票してください。期日前投票の時間は、午前8時30分から午後8時までです。

(2) 滞在先等(市外)の選挙管理委員会で不在者投票を行う方法

右側の「請求書(兼宣誓書)」及び下欄の「投票用紙送付先」等をご記入のうえ、逗子市選挙管理委員会まで直接又は郵送等で提出してください(FAX、電子メール不可)。後日、投票用紙等を送付先へ郵送しますので、お近くの選挙管理委員会で投票してください。なお、投票用紙等の郵送には、日数を要しますので早めにご請求ください。

*指定病院等、郵便等で行う不在者投票は選挙管理委員会にお問い合わせください。

<期日前投票・不在者投票期間>

公示日翌日から投票日前日まで(閉庁日も行っています)

投票用紙送付先(滞在先等(市外)の選挙管理委員会で不在者投票を行う場合)

*滞在先等の住所をご記入ください。

〒

【日中、連絡の取れる電話番号】*必ずご記入ください。
電話番号 -

【不在者投票に向く予定の市区町村】

期日前投票・不在者投票を行う方は下記赤枠内をご記入ください

請求書(兼宣誓書)

私は、令和7年執行の参議院議員通常選挙の当日、下記のいずれかの期日前投票又は不在者投票の理由に該当する見込みです。なお、不在者投票の場合は、併せて投票用紙等の交付を請求します。

氏名	表面の選挙人欄のとおり	生年月日
選挙人名簿に記載されている住所	表面の住所欄のとおり	明・大・昭・平 年 月 日

理由

- ・仕事、学業、その他の用務に従事
- ・用事、レジャー等のため、投票所のある区域の外に外出、旅行、滞在
- ・病気、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難
- ・住所移転のため、他の市区町村に居住
- ・天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和7年 月 日

逗子市選挙管理委員会
〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号
電話(046)873-1111 内線447

①生年月日

②期日前投票を行う日

候補者の氏名等を自書することができない方は、係員が代理で記載する制度があります。また、目が不自由な方は、点字で投票することもできます。点字候補者名簿等を各投票所にご用意します。

開票は、投票日当日午後8時30分から逗子市立体育館(逗子アリーナ)2階サブアリーナで行います。

逗子市選挙管理委員会・逗子市明るい選挙推進協議会
電話(046)873-1111(内線)447